

板橋区景観計画の運用を

平成23年8月22日（月）スタートしました

板橋区は、都市景観の向上を目指して、平成23年3月23日（水）に景観行政団体になり、東京都板橋区景観条例を制定し、施行いたしました。またこれまで東京都景観計画が運用されていましたが、平成23年8月22日（月）に、景観法に基づく板橋区景観計画の運用をスタートいたしました。

下記の場合届出が必要となります。

| 種別 | 届出対象行為 | 一般地域 (景観形成重点地区以外の 板橋区全域) | 景観形成重点地区 (板橋崖線軸地区・石神井川軸地区) ※位置は裏面参照 |
|----------|--|---|---|
| 建築物 | 新築、増築、改築、移転、 外観の変更を伴う修繕・模様替・ 色彩の変更、 景観計画の基準に適合していな い物件の同色の塗替 | 高さ20m以上、 又は延床面積2,000㎡以上、 又は敷地面積1,000㎡以上 | 規模に関係なく、全ての行為 |
| 工作物 | 新設、増築、改築、移転、 外観の変更を伴う修繕・模様替・ 色彩の変更、 景観計画の基準に適合していな い物件の同色の塗替 | 高さ20m以上、 又は築造面積2,000㎡以上 | 規模に関係なく、全ての行為 |
| 開発行為 | | 開発区域面積500㎡以上 | 開発区域面積500㎡以上 |
| 土地 造成 | 墓地の造成 | 規模に関係なく、全ての行為 | 規模に関係なく、全ての行為 |
| | 資材置場の造成 | — | 規模に関係なく、全ての行為 |
| | 駐車場の造成 | — | 収容能力20台以上の自動車駐車場 |
| 木竹伐採 | | — | 伐採する木竹の存する一団の敷地面積200㎡以上（板橋崖線軸地区のみ） |
| 物件 堆積 | 屋外における土石・廃棄物・再生 資源その他の物件の堆積 | — | 堆積の用に供する土地面積500㎡以上、 又は堆積高さ5m以上 |

※ 詳しくは板橋区景観計画をご覧ください。

(http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/025/025255.html)

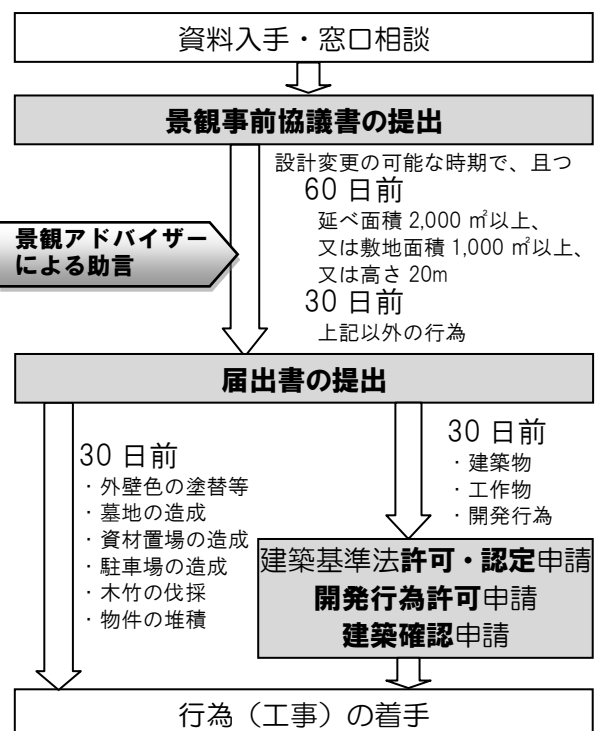
重要なお知らせ

板橋区では、建築物等をご計画されている皆さまには、景観法に基づく届出制度の前段階で、スムーズな届出の提出をして頂く為の、**区景観条例に基づく事前協議を行わせていただきます。**

平成23年9月21日以降に確認申請、許可、認定等をご予定の皆さまは、右図の流れにより事前協議をお願いいたします。

連絡先

板橋区都市整備部都市計画課
都市景観担当 ☎ 03-3579-2549



景観形成重点地区（全ての規模が届出対象です。）

板橋崖線軸地区



徳丸六丁目（22～55）
徳丸七丁目・徳丸八丁目
高島平三丁目1（赤塚公園部分）
四葉二丁目・大門
赤塚五丁目（1、2、10～18、26～36）
赤塚七丁目28・赤塚八丁目

石神井川軸地区

※下頭橋～北区との区境までの上記の町目のうち、石神井川の河川区域又は河川区域に隣接する道路もしくは公園・緑地から、20mの範囲内が対象区域となります。



左岸：南常盤台1丁目、常盤台1丁目、
双葉町、大和町、本町、稻荷台、加
賀1～2丁目、板橋4丁目の各一部
右岸：弥生町、中板橋、栄町、氷川町、
仲宿、加賀1～2丁目、板橋4丁目の
各一部

届出対象外の皆さまへ ～あなたのお住まい、お店、事業所でできることがあります～

皆さまがお持ちの建物や敷地の修景、景観に配慮したまちづくりは、区民・事業者の皆さまの取り組みが欠かせません。より良い景観をつくるために、今すぐ出来るちょっとした工夫から、戸建て住宅や小規模店舗・事務所等でできる工夫をご紹介します。

建物を建てた後でもできるちょっとした工夫をしてみよう

魅力的な景観づくりは、建物の新築・増改築や模様替えのような大掛かりなものではありません。店先の清掃、玄関・出入り口付近への植木の設置など、ちょっとした取り組みをすることで、みちがえるような魅力的な景観になります。できることから始めてみませんか。

望ましい街並みのイメージにそって建物のデザインを考えてみよう

「商店街として魅力的な街並み」、「住宅地として落ち着いた色のある街並み」など、望ましい街並みのイメージによって、必要な景観上の工夫点は異なります。

まずは、周囲の街並みに対して、著しく奇抜な色彩を使用するなど、周囲の景観を阻害するような行為を控えることが大切です。その上で、それぞれの地域の望ましい街並みをイメージしながら、そのイメージの実現に必要な景観形成の配慮事項を整理し、建物のデザインを考えてみましょう。

建物だけでなく、道路からみた庭や玄関へのアプローチ、駐車場のデザインを考えてみよう

街並み・景観を魅力あるものにはしているのは建物だけではありません。

お店のディスプレイや広告、住宅や店舗の出入り口周辺の樹木、舗装材など、建物の周りの外構も重要な要素です。建物と外構両方が美しいと「あのお店は素敵！」「良い住宅だな！」という印象をもたらします。

1人ではできないことをご近所の皆さまと考え取り組んでみよう

あなたの住宅や店舗だけでなく、ご近所の皆さまと取り組むことによって魅力的な街並みを守り、つくるができます。